

派遣法改正に伴う情報提供について

平成24年10月1日施行の改正派遣法に基づき、下記の事項につき、情報提供を行います。
なお、情報提供 2024年 10月 1 日から 2025 年 9 月30 日の数値になります。

1.派遣対応社員の数(1日平均) 70名

2.労働者派遣の役務を受けた者の数(事業年度あたりの事業所数) 15社

3.労働者派遣に関する料金の平均額 13,303 円(1日8時間あたり)

4.派遣対応社員の賃金の平均額 9,498 円(1日8時間あたり)

5.マージン率

(1)マージン率とは・・・

派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣社員に支払う賃金の差額の割合のことです

(2)マージン率の算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣対応社員の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

(3)当社マージン率 28.60%

6.教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	派遣社員の 費用負担
入職時基礎的訓練	新入社員	OJT	派遣元事業主	無し
ビジネスマナー教育	新入社員	OJT	派遣元事業主	無し
自動車部品製造加工業務の基礎的訓練	二年目社員	OJT	派遣元事業主	無し
自動車部品製造加工業務の実務的訓練	三年目社員	OJT	派遣元事業主	無し
自動車部品製造加工業務の応用的訓練	三年目社員	OJT	派遣元事業主	無し
スペシャリスト育成研修	三年目社員	OJT	派遣元事業主	無し

7.キャリアコンサルティング相談窓口 担当者 武藤廉 電話番号 0565-41-3930

8.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 (協定の有効期限の終期:2024年3月31日)	全ての派遣労働者

9.福利厚生等

社会保険・雇用保険・労災保険・通勤手当・健康診断・制服貸与・その他福利厚生有り